

# 茨城町 地域防災計画

《改定概要》

# ■ □ 目 次 ■ □

---

<b>I</b>	<b>改定の背景</b> .....	<b>1</b>
1	目的・概要 .....	1
2	近年の主な防災対策の動向 .....	1
<b>II</b>	<b>主な改定の内容</b> .....	<b>3</b>
1	避難情報に関する事項の追記・修正 .....	3
2	要配慮者の支援に関する事項の追記・修正 .....	4
3	災害想定に関する事項の追記・修正 .....	4
4	災害予防対策に関する事項の追記・修正 .....	5
5	災害応急対策に関する事項の追記・修正 .....	7
6	原子力災害対策に関する事項の追記・修正 .....	9

# I 改定の背景

## 1 目的・概要

災害対策基本法第42条の規定に基づき、茨城町防災会議が策定する「茨城町地域防災計画」は、町、県、防災機関、事業者、地域の防災組織及び町民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、町の地域における地震災害や風水害等の予防対策、応急・復旧対策及び復興対策を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

今回の改定は、災害対策に関連する法令改正や上位計画となる国及び県の最新の防災計画等との整合性を図り、近年の災害発生状況や感染症対策などの内容を踏まえた計画とするためのものである。

## 2 近年の主な防災対策の動向

No	項目	時点	概要
1	熊本地震における課題（内閣府）	H28. 7	●熊本地震の教訓を踏まえて講じられた措置 ・避難所外避難者（在宅避難者、車中泊避難者など）支援の強化
2	防災基本計画の修正	H29. 4	・福祉避難所の充実 ・データのバックアップ対策の強化 ・生活再建に向けた保険共済等の普及啓発・加入促進
3	防災基本計画の修正	H30. 6	●「逃げ遅れゼロ」を目指す対策の強化 ・危険区域内の要配慮者利用施設について、避難計画の作成及び避難訓練が義務化
4	避難勧告等に関するガイドラインの改定	H31. 3	●避難のタイミングの明確化 ・住民がとるべき行動を5段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応が明確化
5	防災基本計画の修正	R1. 5	

No	項目	時点	概要
6	防災基本計画の修正	R1. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害避難対策</li> <li>・「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知</li> <li>・住民の避難行動等を支援する防災情報の提供</li> </ul>
7	防災基本計画の修正	R2. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●感染症対策の充実</li> <li>・避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施</li> </ul>
8	茨城県地域防災計画の改定	R3. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の検証を踏まえた改定</li> </ul>
9	避難勧告の廃止	R3. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難勧告を廃止し、避難指示に一本化</li> </ul>

## Ⅱ 主な改定の内容

### 1 避難情報に関する事項の追記・修正

#### (1) 避難指示等の名称の変更

○住民が取るべき行動を5段階で示す警戒レベルにおいて、2番目に高い「4」にあたる避難情報のうち「避難勧告」を廃止し、「避難指示」に一本化

○「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に変更

○「災害発生情報」は「緊急安全確保」に変更

※改定の根拠：災害対策基本法

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b> ※1	<b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

#### (2) 警戒レベルに対応した避難情報の明確化と住民周知

避難指示等に対する警戒レベルを明確にし、警戒レベルに対応した住民がとるべき避難行動を周知するなど、住民の積極的な行動を喚起する。

※風水害対策計画編 P27

※改定の根拠：防災基本計画

## 2 要配慮者の支援に関する事項の追記・修正

### (1) 要配慮者、避難行動要支援者への修正

#### ① 災害時要援護者の名称の変更

現行計画において使用されている「災害時要援護者」を「要配慮者」に修正し、文脈により「要配慮者」と「避難行動要支援者」を使い分けて記載。

【要配慮者】

高齢者や障がいのある人など配慮が必要な人。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援が必要な人。

※改定の根拠：災害対策基本法

#### ② 在宅要配慮者に対する安全確保対策

要配慮者が迅速に避難できるよう、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、安否確認や救助活動を実施する。

※地震災害対策計画編 P102

※改定の根拠：災害対策基本法

## 3 災害想定に関する事項の追記・修正

### (1) 地震被害想定の修正

#### ① 茨城県地震被害想定に基づく想定地震の位置付け

平成 30 年 12 月に見直された「茨城県地震被害想定」に基づき、本町に被害をもたらす可能性のある7つの想定地震を設定。

※総則 P11

※改定の根拠：茨城県地震被害想定

#### ② 首都直下地震緊急対策区域の指定に基づく想定地震の位置付け

「首都直下地震緊急対策区域（内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域）」の指定に基づき、本町に被害をもたらす可能性のある地震を設定。

※総則 P11

※首都直下地震対策特別措置法

## 4 災害予防対策に関する事項の追記・修正

### (1) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

#### ① 自主防災組織の結成促進の強化

新たな自主防災組織の結成への働きかけ及び支援を積極的に行い、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

※地震災害対策計画編 P4

※改定の根拠：町の新たな取組

#### ② 指定緊急避難場所・指定避難所の指定及び定義の明確化

災害対策基本法に基づき、指定緊急避難場所・指定避難所を指定

##### 【指定緊急避難場所】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を町長が指定する（災害対策基本法第 49 条の 4）。

##### 【指定避難所】

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として町長が指定する（災害対策基本法第 49 条の 7）。

※地震災害対策計画編 P30

※改定の根拠：災害対策基本法

#### ③ 福祉避難所の指定

要配慮者のために、福祉避難所の指定に努める。その際、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

※地震災害対策計画編 P35、91

※改定の根拠：防災基本計画

#### ④ 災害リスクと取るべき行動の理解促進

ハザードマップ等の作成・配布等により、平常時から地域住民に対し浸水想定区域等の情報提供を行い、居住地域の災害リスクや取るべき行動の周知、避難情報の理解促進を図る。

※風水害対策計画編 P2

※改定の根拠：防災基本計画

## ⑤ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設について、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行うとともに、避難確保計画の作成について支援する。

※風水害対策計画編 P11

※改定の根拠：防災基本計画

## (2) 避難所運営体制の強化

### ① 住民等を主体とした避難所の運営管理の推進

住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

※地震災害対策計画編 P31

※改定の根拠：防災基本計画

## (3) 普及すべき防災情報

### ① 住民及び地域、事業所等の備蓄

食料及び飲料水等の備蓄の量を「概ね3日間」から「最低3日間、推奨1週間」に修正。

※地震災害対策計画編 P32、39

※改定の根拠：防災基本計画

### ② 生活再建に向けた事前の保険・共済等の普及啓発・加入促進

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発や加入促進を図る。

※地震災害対策計画編 P40

※改定の根拠：防災基本計画

## (4) 業務継続計画（BCP）

### ① 町長不在時の代行順位及び職員の参集体制

災害発生時、町長が不在である場合の代行順位は、副町長、総務部長の順とする。

### ② 代替庁舎

本庁舎が使用不能となった場合の代替庁舎は駒場庁舎とする。

### ③ 電気、水、食料等の確保

停電に備え、本庁舎、駒場庁舎等において非常用発電機と燃料を確保する。燃料は、最低 24 時間分を確保するとともに、停電が 24 時間を超えて継続した場合にも対応できるよう、燃料の供給体制を確保するものとする。

### ④ 多様な通信手段の確保

災害時の通信手段として、防災行政無線（移動系）の整備や、災害時優先電話の指定等の対策を講じるものとする。また、それらの通信手段について、操作訓練を実施するなど、非常時に適切に使用できる体制を整える。

### ⑤ 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップについては、定期的に記録媒体、外部サーバ（クラウド）に保存するとともに、遠隔地での分散保管に努める。

### ⑥ 非常時優先業務

災害発生時または発生後に、優先的に開始または再開すべき業務を特定するとともに、それらの業務が確実に遂行できるよう、必要な対策を講じるものとする。

※地震災害対策計画編 P2

※改定の根拠：防災基本計画

## 5 災害応急対策に関する事項の追記・修正

### (1) 災害情報の広報

#### ① 特別警報に関する広報

特別警報が発表された場合、住民及び官公署への周知伝達が、気象業務法により義務付けられているため、適切に広報を行う。

※地震災害対策計画編 P64

※改定の根拠：気象業務法

#### ② Lアラートの活用

避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

※地震災害対策計画編 P65

※改定の根拠：防災基本計画

### ③ 民間アプリの活用

災害情報を住民に提供するための情報伝達手段について、Twitter やLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用する。

※地震災害対策計画編 P65

※改定の根拠：町の新たな取組

## (2) 避難誘導、避難生活への支援体制の整備

### ① 要配慮者への配慮や感染症対策等を考慮した備蓄の推進

備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策、感染症対策等を考慮する。

※地震災害対策計画編 P32

※改定の根拠：防災基本計画

### ② 男女双方の視点に配慮した避難所の運営

避難所の運営において、女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等を設けるなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

※地震災害対策計画編 P90

※改定の根拠：防災基本計画

### ③ 家庭動物のためのスペースの確保

避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

※地震災害対策計画編 P91

※改定の根拠：茨城県地域防災計画

### ④ 避難所における感染症対策

避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」（茨城県）等を参考に、感染症予防対策を実施する。また、避難者の過密抑制策やホテル・旅館等の活用等を検討するよう努める。

※地震災害対策計画編 P92

※改定の根拠：防災基本計画

## (3) 被災者の健康（身体・精神）への対応

### ① 災害時のこころのケアへの対応

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

※地震災害対策計画編 P93

※改定の根拠：茨城県地域防災計画

#### (4) 災害廃棄物の処理

##### ① 町災害廃棄物処理計画に基づいた災害廃棄物の処理

被災状況を的確に把握した上で、町災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

※地震災害対策計画編 P124

※改定の根拠：町の新たな取組

#### (5) 被災者台帳の作成

##### ① 配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成

個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

※地震災害対策計画編 P88

※改定の根拠：災害対策基本法

## 6 原子力災害対策に関する事項の追記・修正

#### (1) 原子力災害事前対策

##### ① 警戒事象、特定事象の名称の変更

○「警戒事象」を「警戒事態」に修正

○「特定事象」を「施設敷地緊急事態」に修正

※改定の根拠：原子力災害対策指針

##### ② 原子力災害対策重点区域の修正

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所においては、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を約5kmとする。

※原子力災害対策計画編 P8

※改定の根拠：原子力災害対策指針、茨城県地域防災計画

### ③ 統合原子力防災ネットワークシステムの活用

国及び県で整備される災害に関する情報を集約し共有化する機能を備える「統合原子力防災ネットワークシステム」を活用し、集約した情報から住民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに広報する体制を整備する。

※原子力災害対策計画編 P18

※改定の根拠：茨城県地域防災計画

### ④ 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておく。

※原子力災害対策計画編 P24

※改定の根拠：原子力災害対策指針

## (2) 原子力災害緊急事態応急対策・中長期対策

### ① 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置

全面緊急事態となった際は、UPZ内において、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

※原子力災害対策計画編 P9

※改定の根拠：原子力災害対策指針

### ② 避難、屋内退避時の感染症対策

感染症流行下での原子力災害時においては、自宅等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。ただし、UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合及び自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合、感染症対策の観点から、放射性物質に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。

※原子力災害対策計画編 P46

※改定の根拠：茨城県地域防災計画

### ③ 緊急時における安定ヨウ素剤の配布及び服用

国が決定した方針に従い、原則として医師の関与のもとで県と連携し、住民等に安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

※原子力災害対策計画編 P48

※改定の根拠：原子力災害対策指針

④ 原子力災害対策に関する広報

県が実施する緊急時モニタリングの結果や各種規制措置の解除、健康被害、環境被害等災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を町民に広報する。

※原子力災害対策計画編 P60

※改定の根拠：茨城県地域防災計画